

# 令和4年度第2回

## 小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和5年1月12日（木）

と ころ 小金井市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

## 令和4年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和5年1月12日(木)  
場 所 小金井市役所本庁舎第1会議室

### 出席者 〈委 員〉

加 藤 由喜枝	塚 田 悟	瀬 口 秀 孝
黒 米 哲 也	田 中 智 巳	小 堀 哲 朗
遠 藤 百合子	岸 田 正 義	た ゆ 久 貴
安 田 けいこ	吉 田 幹 哉	

### 〈保険者〉

市民部長	西 田 剛
保険年金課長	伏 見 佳 之
国民健康保険係長	井 上 義 秀
国民健康保険係主査	千 葉 祐 生
国民健康保険係主任	永 屋 由佳理

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)  
日程第2 小金井市国民健康保険条例の一部改正について(諮問)  
日程第3 その他

令和4年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会

令和5年1月12日

◎**遠藤会長** こんにちは。皆様方、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、令和4年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきたいと思っております。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本来ですと、市長から御挨拶をいただくところでございますが、別の公務のため、本日は欠席と聞いておりますので、代わりに市民部長から御挨拶をいただきたいと思っております。西田部長、よろしく申し上げます。

◎**西田市民部長** 皆様、こんにちは。明けましておめでとうございます。

本日は、お忙しい中、年明け早々に国民健康保険運営協議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

では、着座にて申し上げます。

日頃より本市の国民健康保険事業に多大な御尽力、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本日は、保険税の見直しと出産育児一時金に関して諮問させていただくこととなりました。

先月23日に令和5年度税制改正の大綱が閣議決定されたことによりまして、国民健康保険税においては、賦課限度額の改定等が行われることとなりました。本市の厳しい国保財政運営の健全化を図るため、このほどは、国の改定に合わせ、本市の賦課限度額の改定について御審議をお願いするものでございます。

また、国の社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策を強力に進めるため、出産育児一時金の額を令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされました。これを受け、健康保険法の一部が改正されることに伴い、国民健康保険加入世帯の経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境を整えるため、小金井市国民健康保険条例の一部改正について御審議をお願いするものです。

内容につきましては、後ほど詳しく御説明申し上げさせていただきますが、時間のないところでございますので、委員の皆様方の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営にも努めてまいりたいと思っております。御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

以上です。

◎**遠藤会長** ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いいたします。

◎井上国民健康保険係長 事務局でございます。本会議の成立について御報告いたします。現在、定数17名中、ウェブ参加の瀬口先生も含めて11名に御参加いただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号までの各委員1名以上の御出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨御報告いたします。

また、対面・オンライン併用の会議についての御説明をいたします。オンラインの方は、カメラをオンにしておいてください。あと、雑音などを避けるため、音声はミュートにしてください。発言するときにマイクをオンにするようお願いいたします。また、委員以外の方が映り込まないように御配慮ください。発言する際は挙手し、指名されましたらマイクをオンにして御発言ください。

続いて、その他注意事項でございます。録音や録画は行わないようお願いいたします。

会場にいらっしゃる方につきましては、特に変わりございません。発言する際は挙手し、指名されましたら御発言ください。

なお、江頭委員、高橋委員、西野委員、穂坂委員、宮下委員からは、本日御欠席する旨の御連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。

以上でございます。

◎遠藤会長 ここで、本日の配付資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

◎井上国民健康保険係長 事務局でございます。それでは、本日配付資料の確認をさせていただきます。

まず、配付資料ですが、今回、送付が遅くなってしまい、大変申し訳ございませんでした。

まず1点目ですが、国民健康保険税改定関係という資料でございます。2点目、出産育児一時金関係でございます。3点目、納付金関連資料でございます。あとは、本日の日程でございます。

資料は以上でございます。

◎遠藤会長 資料について、大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、令和5年1月1日から新たに本運営協議会の被保険者代表といたしまして委員になられました塚田悟委員から一言御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

◎塚田委員 このたび委員に委嘱されました塚田と申します。京王電鉄を定年退職して、今は埼玉大学に入学して、経済学部で勉強しています。社会保障に興味があるので、応募させていただきました。小金井市には50年間住んでいて、今、家族は3人います。よろしく申し上げます。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

それでは議事に入ります。

まず、会議録署名委員の指名ですが、安田委員と吉田委員、お二人を会議録署名委員として

指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1「小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）」を議題といたします。

諮問を求めます。

◎**西田市民部長** 小金井市国民健康保険運営協議会会長遠藤百合子様。小金井市長白井亨代読でございます。

小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）。

国民健康保険の円滑な財政運営を確保する必要があるため、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第6号）第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願ひします。

記、諮問事項。

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について。

改正内容。

国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援分（支援分）の課税限度額について、20万円を22万円に改定する。

この改正は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。

以上です。よろしくお願ひします。

◎**遠藤会長** ただいま市民部長より諮問がございました。諮問書の写しを皆様に配付させていただきます。

しばらくお待ちくださいませ。

（諮問文配付）

◎**遠藤会長** 皆様のお手元に諮問書がお渡りになったことと存じます。それでは、ただいまの諮問につきまして、細部について、事務局の説明を求めます。保険年金課長。

◎**伏見保険年金課長** それでは、日程第1「小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）」の説明をさせていただきます。

諮問案の説明に先立ちまして、平成30年度の国民健康保険制度改革の内容を振り返りながら、令和5年度仮係数に基づく納付金・標準保険料率の算定結果について、係長から御報告いたします。

◎**遠藤会長** 願ひします。

◎**井上国民健康保険係長** 国民健康保険係長でございます。それでは、日程第1の「小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）」の御説明をさせていただきます。

今、会場にいらっしゃる方につきましては、諮問書を配付させていただきましたが、ウェブの方につきましては、今、画面に共有させていただいております諮問書を御覧いただければと思います。

次に、事前に送付あるいは机上に配付させていただいた「国民健康保険税改定（賦課限度額等）関係」の資料を御覧いただければと思います。

それでは、諮問案の説明の内容に先立ちまして、平成30年度の国民健康保険制度改革の内容を振り返りながら、令和5年度の仮係数に基づく納付金標準保険料率の算定結果について御報告をいたします。ウェブの方につきましては、資料は画面に映しているものでございます。

東京都は、令和4年11月24日に開催されました第1回東京都国民健康保険運営協議会におきまして、国の示した仮係数に基づく令和5年度ベースでの納付金の算定結果を協議会に報告いたしました。

では、1番目、資料1、改革の概要でございます。資料1と書いてありまして、「納付金・標準保険料率・保険税調定額について」という資料でございますが、お手元、大丈夫そうでしょうか。

1番目、改革の概要でございます。資料1、1ページ目です。上段が改革の概要でございます。東京都も保険者として、財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることになっております。

東京都は、保険給付に必要な費用を全額、区市町村に支払い、区市町村ごとの納付金を算定し、それを賄うために標準保険料率を提示します。区市町村は、引き続き従来どおりの役割を担うとともに、納付金を東京都へ納付し、そのために必要な保険税を被保険者から徴収します。

次に、2番目、納付金の算定方法でございます。今回の試算では、令和5年度の東京都の納付金必要額につきましては4,603億円でございます。令和4年度、1年前の確定係数による算定時では4,346億円でしたので、約260億円増加してしまっております。これを区市町村に配分する際の基本的な考え方は、医療費水準は全て反映し、所得水準は東京都の水準を反映することというものでございます。分配の算定は、右下の「区市町村ごとの納付金算定方法」と書いてある、この枠内のとおりでございます。

次に、2ページ目をお開きください。3番目、標準保険料率の算定方法でございます。まず、標準保険料率の役割でございます。

1つ目は、東京都は、標準的な住民負担の見える化を図るために、標準保険料率というものを示します。

2つ目は、区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示す役割があります。

東京都は、区市町村に対しまして、3つの標準保険料率を提示します。

1つ目、①が、その枠内に書いてあります都道府県標準保険料率でございます。これは、全国統一の算定基準により当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表すものになります。

次に、②として、区市町村標準保険料率です。都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもので、東京都は所得割、均等割の2方式となっております。

③として、区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率です。各区市町村における算

定基準、2方式、3方式、4方式とありますけれども、これに基づく標準保険料率も併せて示すこととなります。

この②と③の算定方法についてですが、区市町村ごとの納付金に保健事業費や葬祭費などを加えたものを標準的な収納率で割り戻しまして、賦課すべき保険料必要総額を算出します。その後、②の区市町村標準保険料率については、各区市町村の所得水準、被保険者数を反映し、応能分や応益分に分けて標準保険料率を算出します。③につきましては、各区市町村の算定方法や応能・応益分の割合に応じて標準保険料率を算出します。

次に、4番、保険税調定額の算出方法でございます。資料としましては2ページ目の下のほうです。(1)の「区市町村の財政構造のイメージ」を御覧になりながらお聞きいただければと思います。

歳出にあります納付金に、保健事業費・保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金や葬祭費の費用を加算して、そこから法定内の一般会計繰入金、特別調整交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引いた額が、保険税収納額という形になっております。この保険税収納額を標準的な収納率で割り戻しまして、保険税調定額を算出します。設定した保険税率で保険税収納額に満たない場合、法定外一般会計繰入金で補填するという形になります。

次に、3ページ目を御覧いただければと思います。5番目、令和5年度の仮係数に基づく納付金、保険税収納額、保険税調定額になります。今御説明したような方法で、小金井市の令和5年度の仮係数に基づく納付金、保険税収納額、保険税調定額を計算したものが、5の表になっております。納付金の試算額としましては、一般分・退職分合計で37億8,721万6,312円という形になっております。右下のところですが、保険税調定額の試算額は33億9,158万4,297円になっております。

今回提示されました納付金は、前年度に比べまして約1.9億円増加しております。この増加分の対応につきましては、後ほど御説明させていただきますが、令和5年度については、現在の社会情勢を鑑みまして、税率の改定は見送りまして、賦課限度額の対応のみ実施することといたしました。

次に、6、令和5年度仮係数に基づく標準保険料率のところでございます。また、東京都から示されました令和5年度仮係数に基づく標準保険料率は、6の表のとおりとなっております。本市の保険料率は、医療分の所得割が6.04%で、均等割が2万6,000円、後期支援分の所得割が2.05%で、均等割が1万3,000円、介護分の所得割が2.00%で、均等割が1万5,000円となっております。標準保険料率と差がございますので、一般会計からの法定外繰入れがなければ、財源が不足することとなっております。

次に、資料としましては、本日お配りしております納付金関連資料を御覧いただければと思いますが、お手元でございますでしょうか。「納付金関連資料」と書いてあるもので、これは東京都の資料ですが、令和5年度ベースでの1人当たりの保険料の試算結果が別紙2にありま

すので、御覧ください。

「(A)」と書いてある上のほうが令和5年度の算定額で、「(B)」と書いてあるところが令和4年度の算定額で、いずれも法定外繰入れの前の保険料の額でございます。右側に伸び率を記載しておりまして、東京都全体では8.92%、小金井市では9.18%の伸びとなっております。

以上が、国民健康保険の制度及び令和5年度の仮係数に基づく納付金・標準保険料率の算定結果についての説明となります。資料の説明は以上でございます。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎伏見保険年金課長 それでは、改正の内容についてお話しいたします。戻っていただいて、資料2を御覧いただきたいと思っております。

改正につきましては2点ございまして、1点目は賦課限度額の改定となります。具体的には、後期高齢者医療支援金分の賦課限度額を現行の20万円から2万円引き上げて、22万円となる予定です。

2点目は、法定の保険税軽減の5割軽減・2割軽減について、軽減判定基準が改定されます。5割減額の所得基準額が、世帯の被保険者数1人当たり5,000円引き上げ、2割減額の所得基準額が、世帯の被保険者数1人当たり1万5,000円引き上げとなる予定です。これにより、軽減の対象となる世帯が拡大されることとなります。

具体的な改正に伴う影響額等について説明いたします。申し訳ございませんが、先に資料4を御覧いただきたいと思っております。

今回の諮問では、本市の賦課限度額につきまして、改正予定の政令の上限どおりとし、後期高齢者支援金分については、現行の20万円から22万円に増額するものでございます。現行の賦課限度額では、医療分、支援金分、介護分を合わせて102万円のところ、改定した場合には104万円となることから、全ての区分で賦課限度額に達している世帯では2万円の負担増となるものでございます。

それでは(2)国民健康保険税収入への影響額を御覧いただきたいと思っております。支援金分では、賦課限度額を2万円増額改定するため、超過額が三角の734万7,000円、5.68%減となり、つまり調定額としては、マイナスを取った734万7,000円。全体の調定額のうち1.39%増となります。これに収納率を勘案しました収入ベースでは717万3,000円の増額となります。

次の(3)国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計を御覧いただきたいと思っております。真ん中の列、後期高齢者支援金分では、現行では418世帯、全世帯に対する割合では2.72%の世帯が賦課限度額に達していますが、改定後は334世帯、2.18%の世帯が賦課限度額を超えている世帯となり、税額は2万円の増額になります。残りの84世帯は、賦課限度額に達していないこととなりますので、100円から2万円未満の増額となる予定になります。

個人に対する影響ですが、単身世帯の場合、後期支援分は、今まで給与収入が1,107万円



で上限20万円だったところ、1,205万円で上限22万円になります。

次に、併せて税制改正のもう1点、軽減判定基準の見直しについては、政令の内容に従うこととなりますので、変更内容の御報告をさせていただきます。

資料4の2ページを御覧いただきたいと思います。先ほど御説明いたしました、法定軽減である5割軽減・2割軽減の軽減判定基準の改正となります。国保加入者数に乗じる額について28万5,000円から29万円に改正するもので、対象者が拡充することとなります。同様に、2割軽減では、国保加入者数に乗じる額について52万円から53万5,000円に改正するもので、同様に対象者が拡充することとなります。

(2)を御覧ください。軽減判定改定に伴う影響額でございます。区分ごとに改定前と改定後の当該法定軽減による保険税の軽減額を試算し、影響額を算出しています。合計で軽減額が179万4,000円、0.84%の増となり、つまり調定額が179万4,000円、0.84%の減となることとなります。これに収納率を勘案しました収入ベースでは175万2,000円の減額となります。

(3)を御覧いただきたいと思います。本市における軽減対象となる世帯の推計でございます。改定前後で5割軽減・2割軽減の対象世帯が増加してございます。

続きまして、資料3を御覧いただきたいと思います。小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表を御覧いただきたいと思います。これまで説明した賦課限度額の改定及び軽減判定基準の見直しの影響額を一表にまとめたものとなります。

2ページ目の下の部分に調定見込額の影響額と増減率を掲載してございます。今回の税制改正分の影響は、555万3,000円、0.23%増となっております。

あと、資料5、資料6については、参考として御覧いただきたいと思います。

説明は以上になります。

◎遠藤会長 事務局からの説明は終わりました。

委員の皆様から何か御質問がございましたら、御質問をお願いしたいと思います。たゆさん。

◎たゆ委員 たゆです。質問させていただきます。まず、資料のことなんですけれども、私がメールを受け取ったのが昨日の5時40分頃でして、今日の1時開催の会議の資料を昨日の夕方まで見られないというのは、冒頭に謝罪もあって、それは受け止めるんですけれども、やっぱり、会議体のていをなすためには、ちょっと問題があったと思いますので、今後はそういうことがないように気をつけていただきたいと思います。市長が替わったりとか、あと今コロナもあって、職員の中にも感染者は当然いるかと思って、事情はあるかと思うんですけれども、こういったことが普通にならないように、そこは指摘をしますので、今後よろしく願いいたします。

内容なんですけれども、私が国保委員になって、値上げの諮問ばかりの中で、私はずっと反対してきて、今回も同じ論点になってしまって、ちょっと簡略的に申し上げたいと思いますが、税率を改定しない、値上げしないということは、本当によかったです。1.9億円も増えた納付

金を丸々加入者に押しつけないということは、本当に市長と行政の皆さんの頑張りだと思うので、これは本当に私も望んでいたことで、ありがとうございますと申し上げます。

ただ、今回は全体で553万円の負担増になっていて、ここをもう少し頑張れなかったのかというのが印象です。軽減判定の対象拡大はよかったんですけども、限度額の引上げで負担増になっていまして、これを法定外繰入れで対応することができなかったのか。ちょっと先に質問で、答弁いただきたいんですけども、これをしない方法、法定外繰入れで対応できなかったのか、すべきだったのではないかと思います、いかがでしょうか。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎伏見保険年金課長 まず、冒頭、資料の件については、申し訳ございません。言い訳するわけではないので、深く反省して、今後気をつけたいと思います。

それで、御質問の件でございますけれども、法定外繰入れをさらに頑張れなかったというところでございますが、限度額につきましては、過去の小金井市の国民健康保険税を見ていただいても分かる通り、法定の部分については、これまでも上げさせていただいたかなというところがございますので、今回、冒頭、議員のほうからもお褒めいただきましたが、法定外繰入れの部分については、予算の前ですので、あまり細かい金額は言えませんが、かなり繰り入れるような措置を取ったところがございます。したがって、なるべくその部分を少しでも減らすという意味もありまして、限度額の部分については、今までやっている改正で行っているという部分も含めて、一定の御負担はいただきたいということで判断したと御理解いただきたいと思います。

以上です。

◎遠藤会長 たゆさん。

◎たゆ委員 本当に頑張ってくださっているのは分かるんですけども、立場上、理解はできないということは申し上げたいと思っております。

これまでの会議でも言っている意見だけ言って終わりたいと思いますが、今、物価高騰もあって、コロナで大変な状況もあって、さらに小金井市民の間で話題になっているのは、C o C oバスの値上げが4月から始まったりとか、市民生活がすごく大変な状況があります。そこにさらに国保も負担増というのは、追い打ちをかけるもので、行うべきではないと思います。むしろ、子供の均等割の拡大とか、コロナ減免のさらなる拡大とか、傷病手当金の対象者の拡大こそ必要だと、やるべきだと思います。

国保は、加入者がだんだん減って行って、その加入者の平均の所得も減って行って、一方で医療費は上がるという構造的な問題がありまして、全国市長会なども、これはもう公費を投入するしかないんだと、国に求めている経過が何年も前からありますので、公費を投入すべきものだと思っていただきたいと思います。

資料5にもあるように、小金井市の国保は、平成26年からの資料ですけども、ずっと値上げなんです。もう耐えられないと思いますので、国保の運営を守っていく方法を加入者の負

担増ではなくて公費投入で、小金井市は、国にも財政措置を求めつつ、それがかなわないうちは市としての法定外繰入れで対応するべきだと思っておりますので、私の意見を申し上げます。

以上です。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。加藤さん。

◎加藤委員 加藤です。私も、今たゆさんがおっしゃいました国民健康保険税の構造的な問題は、ここで3期目になりまして、非常に感じています。こういった形で特別会計から出すことを前提にして国民健康保険が成り立っているというのは、非常にここ何回かの値上げの案も含めて感じています。

あとは、不公平感というお話もちょっと前回も出てきたかと思うんですけども、私自身が会社、要するに企業の健康保険組合に入っております、その後は、みんな退職すれば全員が国民健康保険になりますので、それは順繰りになっていくものだと、私はこの国保になってからちょっと理解をしてきたつもりなので、そこはもう特別会計から出すのがお互いさまというような形での考え方で、必要なものはきちんと手当てしていただきたいと思っています。

私の場合、ちょっと後期高齢者の方は、これは保険は別になりますけれども、結構いらっしゃって、2割負担になったとか、非常に自分が病気持ちである年齢になっていくほど負担が増えていく。それも制度の構造的な問題だと思うのですが、そこは公的のところから出していく社会であってほしいなとちょっと思っているのです、そこだけ申し上げたいと思っています。

◎遠藤会長 御意見でよろしいですか。

◎加藤委員 はい。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。吉田さん。

◎吉田委員 まさに、私も地元に戻れば市民ですので、市民税とか、こういう保険税とかは、安いにこしたことはない、それは思うんです。でも、その財源をどこに求めるかというところでみんな悩んでいらっしゃると思うんです。

今回の国民健康保険が後期高齢者のほうに支援金として出すことになった。これは、健康保険組合も協会けんぽさんも同じように出している。国民健康保険さんが後期高齢者に払っている部分も、健康保険組合、被用者保険のほうからも、その分ということで、国から出せと言われている部分なんです。だから、自分のところの保険で大変だということで、値上げをしています。国保も大変だということで、その部分を被用者保険のほうから部分的に出す。援助という言い方はちょっとおこがましいんですけども、国保さんは大変だ、後期高齢者は大変だということで、国のほうで出せということで出しています。それも年々増えている。国保さんが増えると、その部分、被用者保険のほうも出せというのは多くなっている。そういう仕組みになっている中で、自分のところも大変だ。なおかつそういう国保さんのほうの補助といいますか、そういう支援もしている。プラス、今出ているように、各自治体さんの現場においては、では公費法定外繰入れを入れてという話になると、どこまで被用者保険で持っていかなければいけないのかという。

だから、そこは、ただ制度的には、被用者保険よりも国保さん、国保さんよりも後期高齢者が大変だという組織的な、制度的なものだという理解はしているんですが、そのこのところは、何でもかんでも、ではこういう公費でという話はその制度としてもある程度やってきている中で、それだけをできるのだったらそれにこしたことはないという、安くなった人はいいかもしれないけれども、それだと限度があるのではないかというのが、そこは考えていただきたいというのが、被用者保険としての発言という形にさせていただきます。

以上です。

◎遠藤会長 御意見で。

◎吉田委員 はい、意見で結構です。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。

もしなければ、ここで質疑を終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 それでは、国民健康保険税の改定は、令和5年度当初予算に反映する必要があるものとなっております。そのため、令和5年第1回市議会定例会に議案を上程したいとのことです。答申をまとめたかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

◎遠藤会長 答申といたしましては、御異議がございます。本件につきましては、市長の諮問のとおり答申することに御異議がございます。したがって、本協議会といたしましては、答申をまとめる必要がありますので、規則第8条に基づきまして、多数決を採りたいと思えます。諮問案に賛成なのか反対なのかを多数決で決定したく、たくさんの貴重な御意見がありましたので、答申書には主な意見を付すこととさせていただきたいと思えますが、まず多数決を採りたいと思えます。

このまま答申とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

◎遠藤会長 では、挙手多数と判断させていただきました。ありがとうございます。

それでは、この多数決の結果でございますが、市長の諮問のとおり答申することになりました。しかし、先ほど申し上げたとおりでございますが、先ほど貴重な御意見もございました。それにつきまして、答申書には意見を付すということとしたいと存じます。

事務局のほうで、答申に付す意見の案を作成し、それを委員の皆様へ御送付させていただきます。それに対して意見などがあれば、期限までに連絡等していただければと存じております。いただきました御意見の取扱いについては、会長に一任させていただきますようお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 では、次に参りたいと思えます。

次に、日程第2「小金井市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

諮問を求めます。

◎**西田市民部長** 小金井市国民健康保険運営協議会会長遠藤百合子様。小金井市長白井亨代読でございます。

小金井市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）。

社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策を強力に進めるため、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされました。

これに基づき、健康保険法施行令等の一部改正が予定されていることから、国民健康保険加入世帯の経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境を整えるため、小金井市国民健康保険条例（昭和39年条例第8号）の一部を下記のとおり改正したいと考えております。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第6号）第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記、諮問事項。

小金井市国民健康保険条例の一部改正について。

改正内容。

出産育児一時金の支給額の改正。

第6条第1項中45万円を50万円に改正する。

この改正は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものとする。

以上でございます。よろしく願います。

◎**遠藤会長** ただいま市民部長より諮問がございました。

諮問書の写しを皆様に配付させていただきますので、しばらくお待ちくださいませ。

（諮問文配付）

◎**遠藤会長** 皆様のお手元に諮問書がお渡りになったことと存じます。それでは、ただいまの諮問につきまして、細部について、事務局の説明を求めます。

保険年金課長。

◎**伏見保険年金課長** それでは、出産育児一時金関係の資料を御覧いただきたいと思えます。

まず1、2ページでございますが、今回の改正につきましては、令和5年4月以降に、国民健康保険に加入されている方が出産された場合に支給される出産育児一時金の額を現行の45万円から50万円へ5万円引き上げようというものでございます。

次に、3ページでございます。26市の昨年4月、今年度4月の時点での状況でございます。小金井市を除き、42万円になってございます。

4ページ、主な病院の出産費用額でございます。

続きまして、5ページ、当市及び政令の出産育児一時金の変遷になってございます。

今回の改正の理由でございますが、今回、健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金

の額が従来42万円であったものから50万円に増額になったことに伴い、本市の条例も45万円から50万円に改正するものでございます。

これまで小金井市では、国の基準より3万円多く一時金として支払ってきたところでありますが、これは当時、国基準では出産費用が賄い切れないということから、少しでも負担軽減をすることで上積みされていた経過があったようでございます。今回は政府も大幅な増額に踏み切ったことで、市としては、一定の役割を終えたものと判断することで国基準の額に合わせさせていただきます。

平成30年度より国民健康保険の制度も変わり、他の保険者や他市との公平性もあることから、一定、今回、国の基準とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

あと、若干資料について補足がありますので、係長のほうからございます。

◎遠藤会長 国民健康保険係長。

◎井上国民健康保険係長 国民健康保険係長です。出産育児一時金の資料で、4ページ目を御覧ください。市内及び近隣市の主な病院における出産費月額という資料になるのですが、各病院の分娩費用、普通分娩、帝王切開になったときの費用を示していますが、これは各病院のホームページを拝見させていただいて転記させていただいているところでございまして、分娩費用につきましては、それぞれの方の状況に応じて変わります。

なお、私たちが出産育児一時金の申請を受ける際、分娩費用の領収書を拝見すると、国民健康保険の被保険者の方だけですけども、概ね50万円前後の方が多い傾向が見受けられます。以上、補足でございます。

◎遠藤会長 説明が終わりました。

何か委員の皆様からの御質問はございますでしょうか。小堀さん。

◎小堀委員 今御説明がありました。26市の出産育児一時金給付状況、小金井市が45万円で、26市の中で一番高額な金額というのが、ほかのところは42万円ですので、これが国基準とイコールだと認識してよろしいでしょうか。

◎遠藤会長 どうぞ。

◎伏見保険年金課長 今おっしゃられたとおりでございます。

◎小堀委員 そういう意味での御説明で、分かりました。今回、基礎的自治体26市の中で、財政力指数とかがないので、その中で小金井の場合、ここまで金額を上げているということもちょっと判断のところがあるんですが、今回の改正で国も50万円になるという形での理解でよろしいでしょうか。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎伏見保険年金課長 今おっしゃられたとおりでございます。

◎小堀委員 そうすると、他市もほぼ同じぐらいの形になるという認識でしょうか。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎伏見保険年金課長 条例改正はまだなんですが、基本的には国に従うというところが多いと

思いますので、このとおりになるかと思えます。

◎小堀委員 分かりました。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで質疑を終了させていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 小金井市国民健康保険条例の一部改正条例は、令和5年第1回市議会定例会に議案を上程し、関連予算を計上したいとのことでございますので、答申をまとめたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで、取りまとめたいと存じますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 では、異議なしということでございます。

本件につきましては、市長の諮問のとおり答申することと決定いたしました。

答申書につきましては、事務局と調整の上、委員の皆様方に後日御送付させていただきたいと思えます。

答申の取りまとめについてでございますが、答申案につきましては、来週前半に皆様方にメールをさせていただきます。こちらの都合で大変申し訳ございませんが、届きましたら、内容を御確認いただき、何か御意見等がございますれば、20日の金曜日午後5時までに御返信いただくようお願いいたします。

次に、日程第3「その他」に入ります。

事務局から何かありますでしょうか。その他、委員の皆様からも何かありましたら、お願いしたいと思います。

まず、事務局のほうはいかがでしょう。事務局。

◎井上国民健康保険係長 事務局でございます。今、会長のほうから御発言いただいたとおりでございます。答申案の取りまとめにつきましては、今いただきました、まず日程第1の税のほうと、あと出産育児一時金のほうです。事務局で方針案を取りまとめさせていただきます。あと付記すべき御意見等も反映させていただきまして、週明け、火曜日か水曜日頃になるかと思えますが、皆様にもメールをさせていただきます。その週の金曜日の5時までに、御意見のある方はお寄せいただければと思えます。

取扱いにつきましては、以上でございます。

◎遠藤会長 保険年金課主査。

◎千葉国民健康保険係主査 本日、議題で国民健康保険税と子育て支援施策に関して出産育児一時金の増額のお話が出ましたので、ちょっと情報の提供ということになるんですけれども、令和6年、ちょうど1年後、来年の1月から、産前産後の4か月に関しては国民健康保険税を

免除するという国の予算が計上されたということですので、御紹介させていただきました。

こちらは、法律で変わるものになりますので、運営協議会の皆様にお諮りするものではないんですけれども、まだちょっと法律の改正時期が未定となって、次回の運営協議会の開催が未定でございますので、御紹介させていただきました。

ちなみに、小金井市ですと、年間大体90人ぐらいのお子さんに国民健康保険の出産育児一時金の支給をしておりますので、来年度令和5年度の1、2、3月の実施ということですので、大体20人ぐらいの方が対象になってくるのかなという予想になってございます。

私からは以上です。

◎遠藤会長 ありがとうございます。情報の御提供ということでした。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。ないようでしたら、これで終了させていただきますと思います。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

13時53分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和5年1月12日

議 長 遠藤 百合子

署名委員 安田 桂子

署名委員 吉田 幹哉